

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401311 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500032 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については 24 万円から 30 万円とする。

令和 3 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 3 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における令和 2 年 6 月 30 日の標準賞与額を 4 万円、令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

令和 2 年 6 月 30 日及び令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 6 月 30 日及び令和 3 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成元年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 3 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 令和 2 年 6 月 30 日
③ 令和 3 年 12 月 28 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額の記録並びに請求期間②及び③に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、令和3年7月1日から同年9月1日までの期間について、請求者及びA社から提出された賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求者の令和3年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年7月及び同年8月について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月19日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②及び③について、賃金台帳及びA社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間②は4万円、請求期間③は26万5,000円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間②は4万円、請求期間③は26万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年6月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、令和3年6月1日から同年7月1日までの期間について、賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を下回っていることが確認できることから、

厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500002 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500033 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年2月3日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年2月の標準報酬月額については17万円から18万円とする。

令和2年2月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年2月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年2月3日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年2月の標準報酬月額については22万円とする。

令和2年2月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成元年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年2月3日から同年3月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の記録は17万円と記録されているが、賃金台帳により、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された賃金台帳並びに日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の令和2年2月3日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年2月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の令和2年2月3日から同年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、22万円とすることが必要である。

なお、令和2年2月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 〃 関東信越（東京）（受）第 2500009 号
厚生局事案番号 〃 関東信越（東京）（厚）第 2500034 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 10 月 24 日の標準賞与額を 8 万円、平成 16 年 10 月 25 日の標準賞与額を 10 万円、平成 17 年 10 月 25 日の標準賞与額を 15 万円、平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額を 18 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 10 月 24 日、平成 16 年 10 月 25 日、平成 17 年 10 月 25 日及び平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年 10 月 24 日、平成 16 年 10 月 25 日、平成 17 年 10 月 25 日及び平成 18 年 10 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 24 日
② 平成 16 年 10 月 25 日
③ 平成 17 年 10 月 25 日
④ 平成 18 年 10 月 25 日

年金事務所からの連絡により、A 社の請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び取引金融機関の取引明細並びに複数の元同僚から提出された請求期間に係る給与明細書（賞与）及び預金通帳により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A 社から賞与の支払を受け（請求期間①は 8 万円、請求期間②は 10 万円、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 18 万円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は 8 万円、請求期間②は 10 万円、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。